

令和 6 年度

# 国際寮生便覧

木更津工業高等専門学校

## この寮生便覧について

寮生は本校国際寮の目的を達成するために、この便覧を熟読し、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の充実、向上に努め、規律ある豊かな学寮生活を送ってください。

## 国際寮沿革

令和 4 年 3 月 国際寮竣工

## 目 次

1. 国際寮の目的と運営組織	1
2. 寮生生活目標	2
3. 国際寮の諸手続き概要	3
4. 学寮共通日課	5
5. 寮生活の基本的事項	7
6. 災害対策について	8
7. 防犯対策について	10
8. 健康管理	11
9. 修学、生活管理と禁止事項について	13
10. 学寮における諸経費負担	15
11. 学寮関係書類一覧	16
関係規則等	18
国際寮平面図	22

# 1. 国際寮の目的と運営組織

## 1. 国際寮の目的

国際寮は本校の国際的な課外教育施設です。国際寮の最たる目的は次の4つです。

- (1) 安全で健康的な生活環境を確保すること。
- (2) 修学を支援すること。
- (3) 規律ある共同生活と社会への貢献を通じて、人間形成を図ること。
- (4) 国籍等を問わない交流を通して国際感覚を養い、異文化理解を深めること。

## 2. ユニット制度

上記の目的を持つ国際寮においては、居住する国際寮生(以下、「寮生」という。)で構成されるグループを「ユニット」と定めます。ユニットには、国際寮の目的のために必要な居室と共通スペースを割り当てます。寮生によるユニット長をリーダーとして、一人一人が自主自律の精神を持ち、国際的なよりよい共同生活のあり方を考えるとともにその維持と研鑽に努力します。

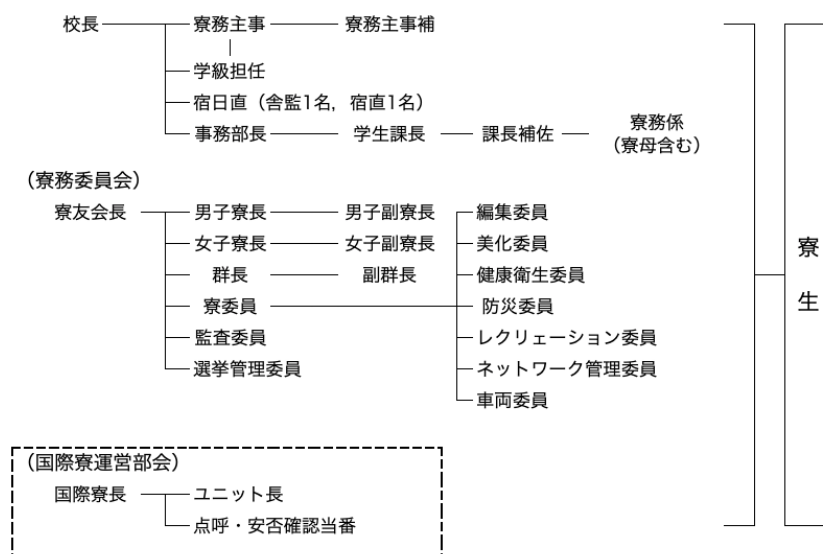
## 3. 組織

国際寮は下図の組織によって運営します。寮生の指導は全教員が担当し、施設設備の維持管理や寮費の管理は学生課寮務係(以下、「学寮事務室」という。)が担当します。

基本的に、国際寮における日常生活上の具体的な問題に対しては、国際寮長を議長として各自が自主的に対話を重ね、民主的に対処を定めます。また、寮生が輪番制で「点呼・安否確認当番」を担当し、寮生全員の在寮と安否の確認を行います。

一方、寮生一同による対処が適切ではないと考えられる問題や困難な問題に対しては、関係する教職員と連携して対処を検討します。

(学寮運営組織図)



## 2. 寮生生活目標

ここでは、「木更津工業高等専門学校学寮規程」及び「学寮運営要項」に基づき、寮生が生活にあたって努力すべき目標と学校の方針を示します。

### 1. 安全と健康

安全と健康は最も大切な生活の基本です。教職員も、学生の安全と健康を第一に考え支援します。一方で、寮生自身の自主的な考えや行動がないと十分な安全や健康の確保が困難であることは事実です。朝夜の点呼、外泊の届け出、防犯防災、清掃などによる「安全管理」と、睡眠時間の確保や、健康的な食生活などによる「健康管理」について、一人一人が維持と向上に努めることが必要です。

### 2. 修学の充実

学寮は寮生の健全なる学業生活を支援するための施設です。自己をよりよく形成するために、寮生は、学寮を有効に活用して授業や課外活動に対して積極的に取り組んでください。

### 3. 円滑な集団生活

学寮は共同生活の場です。集団の中で自分だけの事を考えていては当然トラブルが起こります。トラブルを回避するためには他人を思いやり、自分の責任を果たし、人のために何かを積極的に行うことも大切なことです。学寮で培われる集団生活に貢献する姿勢は卒業後の社会生活でも大いに役立つはずで、ぜひ有益な人間関係を学び取ってください。

### 4. 社会への貢献

学寮は、社会から独立して存在しているわけではありません。社会の規則を遵守するだけでなく、地域の方にも迷惑をかけないように留意する必要があります。また、社会に対して何をすれば貢献できるかを常に考えて行動することは、人として大切なことです。

### 5. 国籍等を問わない協力と相互理解

国籍等を問わない協力と相互理解によって、お互いの文化を尊重しあい健全な国際感覚を養うことは、国際的な視野をもつ実践的で創造性のある技術者になるために、非常に重要です。国際寮はこの点を特に重視します。

### 6. 多様性の尊重と不平等の撤廃

人は人それぞれ違います。多様性を尊重して不平等の撤廃を希求することは、世界の一人一人に必要です。健全な倫理を伸ばし、時には先人が誤っていたことを反省しながら、自分の立場だけではなく相手の立場と周囲の状況を考えて行動することが大切です。

### 3. 国際寮の諸手続き概要

本校の国際寮は、国際的な課外教育施設として令和3年度末に竣工し、令和4年度から寮生を迎えました。

一人一人が安全で健康的に学業等に取り組みよりよい自己を形成するために、学寮では生活上の様々な「規則・規範」が定められています。この便覧をよく読み、それらの規則等を理解して、節度を持った生活を送ってください。

#### 1. 入寮・退寮の手続きについて

##### (1) 入寮

入寮募集は、原則として年1回行います。期日までに、「入寮願」を学寮事務室へ提出してください。選考の後、入寮が決定します。

##### (2) 退寮

退寮する場合は、事前に「退寮願」を学寮事務室へ提出してください。なお、規則違反等の場合には退寮を命ぜられることもあります。退寮する際は、貸出物品の返却確認、居室その他設備等の検査を受けなければなりません。場合によっては寮生負担で原状回復をしてもらうことがあります。

#### 2. 居室の備品について

寮生各自に次の居室備品が貸与されます。

①ベッド ②机・椅子 ③ロッカー

これらに加えて、全居室にエアコンが1台設置されています。これは、寮生の保護者で組織する寮生保護者会が業者とリース契約を結び、リース料を支払うことで貸与を受けているものです。リース料は全寮生で均等割りとし、電気料は部屋ごとに自己負担とします。そのため、毎月リース料及びエアコン電気料を徴収します。

#### 3. 鍵の貸出について

学校から貸与を受けた居室の鍵は、他の者に貸したりせずに各自が責任を持って管理し、紛失しないよう気をつけてください。万一、紛失した場合には直ちに学寮事務室へ届け出てください。なお、紛失した場合には、防犯上の理由から、紛失した鍵に関するドアロック及び関連する鍵の全てを寮生の自己負担により交換することになります。また、退寮の際は鍵を必ず返却してください。

#### 4. 郵便物・宅配便について

郵便物及び宅配便の受け取りは行っていないため、配達されても学寮では受け取りませんので注意して下さい(宅配の受け取り方法として「指定したコンビニでの受け取り」や「郵便局留め」を利用することは、制限しません。)

なお、留学生に限り、海外から送られる郵便物で、学寮事務室に受け取り依頼の申し出が事前にある場合にのみ学寮事務室で受け取ります。

## 5. 健康保険証(遠隔地被保険者証)の所持について

病気及びけがにより通院する際に必要ですので、健康保険証(又は遠隔地被保険者証)を必ず所持してください。

## 6. 外泊について

帰省・旅行及び学校行事等により外泊する場合は、Forms を使用して「外泊届」を提出してください。提出期限は、外泊日の前日の 15 時までです。なお、外泊期間が土・日・祝日にかかる場合は、その期間前の平日に提出が必要です。

例①:火曜日の夕方から外泊する場合:前日の月曜日 15 時まで提出。

例②:土曜日(or 日曜日)の夕方から外泊する場合:直前の金曜日 15 時まで提出。

例③:月曜日の夕方から外泊する場合:直前の金曜日 15 時まで提出。

## 7. 国際寮の主な共用施設・設備について

国際寮には、居室のほかに次に掲げる各種の共用施設・設備が整備されています。共有であることを認識し、使用規則を遵守して大切に利用してください。なお、居室及び各種施設・設備に工作を加えたり、目的以外に使用したりしてはいけません。

### (1) 交流スペース

テーブルと椅子が置かれた交流スペースでは、一緒に食事したり、勉強したり、懇談したりできます。

### (2) ユーティリティスペース

各ユニットに、シャワー、トイレ、洗面台、洗濯機・乾燥機が設置されています。また、ここには電気掃除機、ほうき、ちり取りなどの清掃道具が用意されています。

### (3) ミニキッチン

各ユニットに、IH クッキングヒーター、電子レンジ、冷蔵庫、流し台が設置された簡単な調理設備があります。

### (4) キッチン

1 階に、IH クッキングヒーター、電子レンジ、冷蔵庫、流し台が備わったキッチンがあります。

### (5) ラーニングスペース

通学生を含む日本人学生と留学生が交流を図るスペースが 1 階にあります。勉強会や国際親善に関するイベントなどに利用できます。

## 4. 学寮共通日課

寮で快適に過ごすことの基本は、多数の寮生とともに共同して、規律ある生活を守ることです。

寮生全員が共通して守るべき日課を「生活日課の励行事項」として次のとおり定めています。時刻を厳守し、励行に努めてください。

		登校日	休業日
起	床	7:20	
登	校	8:40	
門	限	21:50	21:50
点	呼	22:00	22:00

### 1. 起床

- (1) 早寝早起きを励行し、居室の清掃など軽く体を動かしてその日の健康状態をチェックする習慣を身に付けてください。
- (2) 励行の時刻より前に起床した際には、静粛に過ごす等周りの迷惑にならないように注意してください。

### 2. 食事

規則正しい生活のリズムを作り、食事を摂る習慣をつけてください。各ユニットには、IH クッキングヒーター、電子レンジ、冷蔵庫、流し台が設置された簡単な調理設備があります。また、1階に、IH クッキングヒーター、電子レンジ、冷蔵庫、広い流し台が備わったキッチンがあります。

### 3. 登校

- (1) 授業は8時50分から始まります。遅刻しないよう余裕を持って登校してください。
- (2) 授業を欠席する場合は(病気、就職試験、進学試験など)、必ず自身で担任・授業担当教員・学寮事務室に連絡してください。
- (3) 各自、居室の戸締まり・施錠を必ず確認してください。

### 4. 入浴

各ユニットに、シャワーが設置されています。浴室の清潔維持を心がけ、お互いが気をつけて利用してください。

### 5. 門限と点呼

- (1) 門限以降の外出は一切できません。門限後は静粛時間とし、他者の勉学を妨げたりしないようにしましょう。やむを得ない事情で門限までに帰寮できない場合は、必ず事前に点呼・安否確認当番に連絡してください。



- (2) 点呼を受けることは皆さんの所在を確認する上で重要な事項です。在寮時は必ず受けてください。

#### **6. 玄関等の施錠**

玄関の鍵は、オートロックです。玄関の鍵を持たずに外へ出ると入れなくなります。必ず鍵を持ち歩くようにしてください。

## 5.寮生活の基本的事項

国際寮における生活行動の基本的な心構えを示します。生活上の規範としてください。

### 1. 次の各事項について留意・努力してください。

- (1) 相互に人権を尊重し、有意義な寮生活を行いましょう。
- (2) 放課後の課外活動及び奉仕活動、学校行事に積極的に参加しましょう。
- (3) 国際寮の行事及び会議・集会に必ず出席しましょう。
- (4) 高学年の寮生ほど寮全体に奉仕し貢献する活動に積極的に参加しましょう。
- (5) 教職員や外来者に対する礼儀及び寮生相互の礼節を守り挨拶を励行しましょう。
- (6) 寮生として品位ある言葉づかい・服装であることに留意してください。
- (7) 非常時以外には「非常口」を使用しないでください。
- (8) 電気・ガス・水道などを使用する際は、無駄がないよう常に節約を考えてください。

### 2. 次の各事項に留意し、寮内の美化と、清潔及び整理・整頓を励行してください。

- (1) 寮内は土足禁止です。館内用の上履きを用意し、いつも清潔な生活の場となるよう心がけましょう。
- (2) 居室を清潔に保ち、整理・整頓を励行しましょう。

### 3. 清掃について

寮内の清掃は、自室のほか共通エリアを割当により分担して行います。特に、トイレ・洗面所・浴室・ミニキッチン・キッチンの清掃は丁寧に行ってください。また、交流スペース・ラーニングスペース等の共用部分も清掃及び整理・整頓を励行してください。

### 4. ゴミの処理について

ゴミの処理方法は、木更津市で定められた分別方法により分別し、備え付けのゴミ袋に入れて指定日に寮生専用ゴミ置場に運び出してください。

ゴミ袋は舎監室前のロッカーに用意してありますので、適宜補充してください。

### 5. アルバイトについて

アルバイトをするには、校長の許可が必要です。所定の「アルバイト許可願」を学級担任を経て学生課に提出し、校長の許可を受けてください。

また、次のようなアルバイトは禁止します。

- ①深夜にわたる業務、②風俗営業に属する業務、③重労働・危険・有害な業務、④学業に支障をきたす業務、⑤学寮の日課に支障をきたす業務、⑥学校行事・学寮行事の欠席を伴う業務、⑦その他、教育上好ましくない業務

## 6. 災害対策について

火災・震災等に対する日常的防災対策は非常に重要なことであり、寮生各自の人命に関わることです。下記の「日常的災害対策」及び「非常時の対応」をよく読み、適切な行動がとれるようにしてください。

### 1. 日常的災害対策

- (1) 火気を使用しない。
- (2) 電熱器具使用時は安全に配慮し、使用後は電源プラグをコンセントから確実に抜き、安全確認を必ず実施する。
- (3) 居室・共通エリアの出入口、廊下、階段等には、避難の妨げになるため物を置かない。
- (4) 消火器・消火栓・防火扉の位置(平面図を参照)及び使用方法を確認し習得しておく。
- (5) 日頃から、いくつかの避難経路を確認しておく。
- (6) 懐中電灯を常備しておく。
- (7) 非常時に持ち出す貴重品を整理しておく。
- (8) 国際寮長、ユニット長及び点呼・安否確認当番が不在の場合、誰が代理になるかを決めておくとともに、業務等の詳細については代理に確実に連絡する。

### 2. 非常時の対応

- (1) 避難における基本事項
  - ・「非常時避難マニュアル」に従い、避難場所への移動を開始する。
  - ・避難場所は第4駐車場。
  - ・避難するときは、ユニット内の寮生に声をかける。
  - ・避難場所では点呼・安否確認当番が点呼を取り、舎監に点呼結果を報告する。
  - ・状況に応じて、臨機応変に適切な避難対応を行う。
- (2) 火災発生時の避難について(警報器作動時)
  - (ア) 火災警報が鳴ったら、ヘルメットを被り、夜間時には懐中電灯を持つ。
  - (イ) 「非常時避難マニュアル」に従い避難する。この際、タオルやハンカチを鼻と口に当て、姿勢を低くして火元を避け、安全な経路で避難すること。
    - ※もし火災を発見したら…
      - ・付近の人と舎監や宿直に知らせる。
      - ・出火直後だった場合、初期消火活動を行う。
- (3) 地震発生時の避難について
  - (ア) 揺れを感じたら、窓際や棚から離れる。
  - (イ) ヘルメットを被り、夜間時には懐中電灯を持つ。
  - (ウ) 机の下などに入り、特に頭部を保護する。
  - (エ) 揺れが収まり、安全を確認できたら、居室内の電気機器のスイッチを切るとともに、電源プ

ラグをコンセントから抜いて廊下へ出る。

(オ)「非常時避難マニュアル」に従い、避難する。

※もし居室に閉じ込められたら…

- ・発見されやすいように、大声などで合図を送る。
- ・救助が来た場合、自分や周りの状況を伝える。

## 7. 防犯対策について

防犯対策で最も重要なことは、寮生各自の自己管理です。所持品には必ず記名し、保管管理に十分留意してください。防犯対策としての必要な事項を次に示しますので各自が積極的に防犯に努めてください。

### 1. 現金・貴重品の保管について

現金の所持は、必要最低限にとどめ、近くの金融機関(銀行・信用金庫等)を利用するなど、多額の現金を所持したり、身の回りに保管したりすることがないようにしてください。

### 2. 居室等の施錠の励行について

登校時や外出時など、「居室」を離れる場合は、必ず施錠してください。また、居室の窓やドア等の施錠確認も忘れずに行ってください。

### 3. 盗難について

万一、盗難にあった場合は、速やかに所定の「盗難届」により学寮事務室へ届け出てください。

### 4. 寮生以外の者の学寮への立ち入りについて

盗難等の防止のためにも、保護者であるなど特別な事情がある場合を除き、寮生以外の者の学寮への立ち入りを原則として認めていません。

## 8. 健康管理

学寮生活においては、寮生自らが日常生活において注意を払い健康管理に努力しなければなりません。ここに、健康管理に関する留意事項を示しますので、役立ててください。

### 1. 健康調査票の確認

寮生は、入学時に提出する「健康調査票」の記入に際しては、特に既往症、生活上注意すべき事項、その他連絡すべき事項について記載しておいてください。

なお、記載漏れがあった場合は、必ず保健室に届け出てください。

### 2. 食生活の基本

食事の摂取は、健康管理上の基本です。必ず1日3食、食べる習慣をつけてください。

### 3. 病気、けが、事故が発生した場合の連絡方法

病気、けが及び事故が発生した場合は、必ず学寮事務室(不在の場合は、舎監又は宿直)へ速やかに連絡してください。本人が連絡できない場合は、同ユニットの者か友人等が必ず連絡してください。

### 4. 病気、けがにより通院する場合について

病気、けがにより通院する場合は、診察料や薬代等のためのお金と健康保険証(又は遠隔地被保険者証)を持参してください。また、自力で通院することが困難な場合は、学寮事務室(不在の場合は、舎監又は宿直)へ申し出てください。

### 5. 日常的留意事項

寮生各自は、自身の健康維持増進に留意するとともに、過度なアルバイトなどにより、健康を害することのないよう、規則正しい寮生活をしてください。

健康管理のために、寝具類・衣類の洗濯、室内の清掃・換気を励行してください。

○ 学 校 医 等

氏 名	担 当	医 院 等 名	電話番号 (市外局番 0438)
山 口 敏 広	内 科	やまぐち内科クリニック院長	4 1 - 7 7 0 2
瀬 戸 和 仁	歯 科	瀬 戸 歯 科 医 院 長	2 5 - 8 8 4 1
伊 藤 賢 太 郎	学 校 薬 剤 師	薬 剤 師	
愛 甲 修 子	カ ウ ン セ リ ン グ	臨 床 心 理 士	
坂 本 容 子	カ ウ ン セ リ ン グ	臨 床 心 理 士	
高 井 清 武	カ ウ ン セ リ ン グ	臨 床 心 理 士	
柴 田 裕 美	家庭の事や経済的相談への対応	スクールソーシャルワーカー	

○ 学 校 近 隣 の 医 療 機 関

医療機関名	診 療 科	所 在 地	電話番号 (市外局番 0438)
やまぐち内科クリニック	内科・循環器内科	高柳 1-5-28	4 1 - 7 7 0 2
大 日 方 医 院	内科・消化器科・呼吸器科	朝日 3-2-35	2 2 - 2 0 2 5
清見台整形外科内科	内科・整形外科	清見台南 4-2-7	9 7 - 1 6 6 7
松 清 医 院	内科・消化器内科・外科・腎臓内科	清見台南 1-9-6	9 8 - 2 0 6 5
松 清 歯 科 医 院	歯科・口腔外科	清見台南 1-9-7	9 8 - 1 8 1 8
きさらづ皮膚科クリニック	皮膚科	大和 2-21-16	2 2 - 2 4 6 9
か ず さ 整 形 外 科	整形外科	清見台南 1-4-9	3 0 - 5 0 6 8
中 西 整 形 外 科	整形外科	ほたる野 3-24-8	3 0 - 5 7 8 0
ほたる野クリニック	耳鼻咽喉科	ほたる野 3-24-17	3 0 - 9 5 6 0
飯 田 眼 科 医 院	眼科	清見台東 2-2-1	9 8 - 9 7 5 0
瀬 戸 歯 科 医 院	歯科	朝日 2-1-30	2 5 - 8 8 4 1
かみくぼ耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	請西南 5-25-11	3 6 - 0 0 0 2
清見台レディースクリニック	婦人科	清見台南 1-10-13	4 2 - 1 1 1 8
木更津東邦病院	内科・整形外科・皮膚科・脳神経外科	菅生 725-1	9 8 - 8 1 1 1
は ぎ わ ら 病 院	内科・外科	木更津 1-1-36	2 2 - 5 1 1 1
君津郡市夜間急病診療所	内科	中央 1-5-18	2 5 - 6 2 8 4

## 9. 修学、生活管理と禁止事項について

共同生活の場である学寮では、規則を遵守して快適な寮生活を送るよう心がけてください。生活状況が不良の者(欠課率が高い者を含む。)については指導を行い、そのうえで自立的な改善がみられない場合は、担任、所属学科・専攻から意見を聞いたうえで、時期に関わらず退寮を命じることがあります。また、国際寮は国際的な課外教育施設であることから、国際寮生には語学力の研鑽や積極的な国際交流への参加が求められ、取り組みが不十分であると判断された場合は、継続入寮が認められない可能性があります。

学寮では、次のような禁止事項が定められています。

### 1. 物品の持ち込みについて

物品の持ち込みについて、「届け出を要するもの」と「持ち込み禁止のもの」があります。次に主な種類をあげています。

届け出を要する物品は、所定の様式により、学寮事務室に提出し(毎年度行う必要があります。)、国際寮運営部会長の許可を受けた場合に持ち込み可能です。

また、持ち込み物品の使用は、他の寮生の迷惑にならないよう十分配慮してください。なお、禁止物品については、強制返品等の厳格な処置が行われます。

#### (1) 届け出を要する物品

①二輪車(125cc 以下に限る) ②自転車 ③トースター ④アイロン ⑤ドライヤー・ヘアーアイロン ⑥電気ポット・電気ケトル ⑦ホットプレート ⑧その他国際寮運営部会長が指定するもの

[注 1] ①二輪車の手続き(所持願いの提出)では、自賠責・任意保険、免許証のコピー添付が必要です。また、年 2 回の STG(二輪者実技講習会)受講を条件とします。

[注 2] ②自転車の手続き(所持願いの提出)では、賠償責任保険のコピー添付が必要です。居室内で車体を管理する場合も手続きが必要です。

[注 3] 二輪車・自転車の貸し借りは禁止とします。貸し借りの事実が明らかとなった場合は、許可を取り消すとともに、両者において当該年度及び翌年度の持ち込みを不許可とします。寮生同士だけでなく、通学生との貸し借りについても禁止とします。

[注 4] ③④⑤⑥⑦については、電気容量の制約と火災予防の理由から、居室における使用を禁止します。交流スペース又は洗面所で使用してください。

#### (2) 持ち込み禁止物品

①ストーブ ②コンロ類 ③こたつ ④電気毛布 ⑤電気カーペット ⑥足温器 ⑦その他電熱器具 ⑧自動車 ⑨エアガン ⑩麻雀牌 ⑪爆発、発火などの恐れのある危険物 ⑫その他国際寮運営部会長が指定するもの



## 2. 飲酒、喫煙、酒・タバコなどの持ち込み・所持について

本校では、飲酒、喫煙を厳に禁止しています。学寮も同様です。酒・タバコなどの持ち込みや所持も含め違反した場合は退寮などを含む厳しい指導を受けることになります。

## 3. 火災予防のための禁止事項

- (1)調理・採暖用具等の電熱器具の居室への持ち込み。
- (2)廊下のコンセントから居室への電気コードの引き込み。
- (3)キッチンと交流スペース以外での電熱器具の使用。
- (4)爆発、発火などの恐れのある危険物の持ち込み。

## 4. その他の禁止行為等について

- (1)けんか、使役、私的制裁、その他暴力的行為。
- (2)学生相互での金品の貸借及び物品の売買(二輪車・自転車の貸借・売買を含む)。
- (3)麻雀など賭博行為を誘発するような遊び・ゲーム。
- (4)品位を傷つけるような物品、出版物などの持ち込み。
- (5)寮内での無断貼り紙。
- (6)寮内での動物の飼育。
- (7)教習所通い・アルバイト(授業欠席・学校及び寮行事の欠席を伴うもの)。
- (8)国際寮への寮生以外の学生の立ち入り及び雄峰寮・なのはな寮への立ち入り(学校あるいは舎監が必要と認める場合を除く)。
- (9)異性の立ち入り。
- (10)門限後の外出。
- (11)施設・設備、備品の破損、汚損を伴う行為、及び不適切な私的使用(居室への持ち込み等)。
- (12)その他(寮務主事が指定する事項)。

## 10. 学寮における諸経費負担

### 1. 経費負担区分について

学寮における経費の負担区分については、文部科学省が示す基準(39.2.18 文大生第 162 号通知)に従って実施しています。その大要は、学寮を運営・管理するための費用は学校『法人』が負担し、寮生が生活するために必要な費用(寮の光熱水料費や共有消耗品など)は、寮生自身が負担することになっています。

### 2. 学寮関係経費について

学寮における諸経費は、下表のとおりです。

区 分	金 額	内 容
寄宿料	800 円/月	部屋代にあたる経費です。
学寮運営費	9,300 円/月	学寮での生活に必要な光熱水費、共用消耗品等の購入等に充てる経費です。 エアコンリース料 1,400 円を含みます。
エアコン電気料	1,500 円/月	居室に設置されているエアコンの電気料です。

注 1 入退寮日が月の途中であっても、当該月の月額分を徴収します。

注 2 教育的指導等により、月に1日も在寮しない場合には、当該月のエアコンリース料(1,400 円)を除いた学寮運営費は徴収しません。他の経費については、月額分を徴収します。

注 3 学寮運営費及びエアコン電気料は、年度末に精算し、残金が生じた場合は返金します。

### 3. 学寮関係経費の納入方法について

経費は、毎月 27 日(休日の場合は前後します)に引き落とされます。詳細は、別に配付する、学寮諸納金一覧をご覧ください。

なお、全ての経費について特別な理由なく滞納すると、退寮となりますので、注意してください。

## 11. 学寮関係書類一覧

寮生が必要とする学寮関係書類は学寮事務室に備え付けてあります。次の表により学寮事務室に申し出て所定の期日までに手続きを行ってください。

### 1. 交付を受けるもの

種類	担当係	時期	備考
在寮証明書	寮務係	3日前	「証明書交付願」により必要な時期の3日前までに申し込むこと。

### 2. 願い出を要するもの

種類	担当係	時期	備考
入寮願	寮務係	指定期日	年1回
退寮願	〃	要相談	学級担任の所見を記入してもらい、本人が提出すること。
寄宿料免除願	〃	指定期日	4月
原付自転車等所持願	〃	その都度	所定の書類を添えて本人が提出のこと。
ネットワーク使用申請書	〃	指定期日	

### 3. 届け出を要するもの

種類	担当係	時期	備考
入寮誓約書	寮務係	入寮の時	未提出の場合は入寮許可を取り消す場合がある。
保証人変更届	〃	その都度	
住所変更届	〃	〃	
盗難届	〃	〃	
外泊届	〃	前日の15時まで	3. 学寮の諸手続き概要の「6. 外泊について」に拠る。 ※届け出の時期については、別途指定する場合もある。
物品等所持届	〃	その都度	Webフォームより届出
自転車所持届	〃	〃	〃
故障・修理等届	〃	〃	〃

※各種手続きの方法や時期は変更になる場合があります。その際は寮内掲示等を通じて連絡します。



關係諸規則等

## 木更津工業高等専門学校学寮規程

### (趣旨)

**第1条** この規程は、木更津工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則（以下「学則」という。）第55条第2項に基づき学寮の管理運営についての必要な事項を定め、その円滑かつ適正な運用を図ることを目的とする。

### (学寮の目的)

**第2条** 学寮は、本校の課外教育施設として学生の修学に適する環境において規律ある共同生活を体験させ、これを通じて人間形成に資することを目的とする。

### (寮生活の基本)

**第3条** 学寮に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、この規程及びこの規程に基づいて定められた諸規則を守り、相互に敬愛啓発して自己及び共同生活の向上充実に努めなければならない。

### (学寮管理の責任者等)

**第4条** 学寮の管理運営は、校長の命を受けて寮務主事が責任者となる。

**第5条** 学寮に舎監を置き、寮生の指導にあたる。

### (入寮)

**第6条** 入寮を希望する学生は、入寮願を学生課寮務係を経て校長に提出するものとする。

2 入寮の選考に関し必要な事項は別に定める。

**第7条** 入寮は、寮務委員会（国際寮の場合は、国際寮運営部会とする。）の議を経て、校長が許可する。

2 入寮の許可を受けた者は、所定の期日までに誓約書を学生課寮務係を経て校長に提出するものとする。

3 入寮願に虚偽の記載をしたときは、校長は、その入寮の許可を取り消すことがある。

**第8条** 入寮の時期は年度の始めを原則とする。

2 国際寮を除き、年度の入寮期間の終わりは、後期末の閉寮日とする。

### (退寮)

**第9条** 退寮を希望する者は、あらかじめ学生課寮務係を経て校長に退寮願を提出して、その承認を受けなければならない。

**第10条** 寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、校長は、速やかに退寮を命ずるものとする。

(1) 寄宿料又は第13条に定める経費の納入を怠ったとき。

(2) 風紀を乱す行為のあったとき。

(3) 共同生活の秩序を乱す行為のあったとき。

(4) 疾病その他により保健衛生上共同生活に適しないと認められるとき。

(5) 退学、除籍又は休学のとき。

(6) その他学寮の管理運営上支障をきたすおそれのあるとき。

**第11条** 寮生が退寮するときは、居室その他居室に付属する設備等について校長の指定する職員の検査を受けなければならない。

### (寄宿料等)

**第 12 条** 寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号）による額とする。

2 寮生は、寄宿料を本校が指定する方法で所定の期日までに納付しなければならない。

3 入退寮の日が、月の中途である場合にあっては、寄宿料は 1 ヶ月分納付しなければならない。

4 第 2 項の規定にかかわらず、学生の申し出又は承諾があった場合は、当該年度内に徴収する寄宿料の総額の範囲内で、その申し出又は承諾に係る額を、その際徴収できるものとする。

**第 13 条** 学寮食堂の食費及びその他生活に必要な光熱水料等の経費は、寮生の負担とする。

2 前項の食費については、学寮食堂業者に直接納付し、その他生活に必要な光熱水料等の経費の納付については、第 12 条第 2 項の規定を準用する。

### (施設保全の義務)

**第 14 条** 寮生は、居室、共同施設その他学寮の施設設備を常に正常な状態において保全することに意を用い、次の各号に定めるところに誠実に従わなければならない。

(1) 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

(2) 居室には他の部屋の者を宿泊させないこと。

(3) 居室その他学寮の施設には工作を加えないこと。

(4) 共同の施設は、常に良好な状態に保つように連帯して保全すること。

(5) 学寮施設に許可なく掲示等をしないこと。

(6) 故意又は過失により、施設、設備を滅失、き損又は汚染したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

(7) 防火管理、保健衛生管理、災害防止その他学寮施設の管理運営上の必要からする学校の指示に忠実に従い、積極的にこれに協力すること。

### (共同生活の自治)

**第 15 条** 学寮設置の本旨に従い、学寮における日常生活上の具体的問題を共同で処理し、自主的にこれを規律するため、国際寮を除く寮生全員で構成する寮友会を置く。

2 国際寮を除く寮生は、入寮と同時に寮友会の会員となる。

**第 16 条** 寮友会の指導は、寮務主事がこれを総括する。

**第 17 条** 寮友会は、規約を制定し、校長の承認を受けるものとする。規約の改正についても同様とする。

**第 18 条** 寮友会活動を行うにあたっては、学則、本校学生準則並びにこの規程及び本校寮生心得に違反しないものとする。

### (休業閉鎖)

**第 19 条** 国際寮を除く学寮は、学則第 5 条に定める長期休業期間中は原則として閉鎖する。

### (寮生以外の者の寄宿・立入)

**第 20 条** 学寮には、寮生以外の者の宿泊を認めない。

**第 21 条** 寮生が部外者を学寮に立入れようとするとき、及び寮生以外の学生が学寮に立入ろうとするときは、あらかじめ学寮の管理者の許可を受けなければならない。

**第 22 条** この規程の実施について必要な事項は別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和 42 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 寄宿料の額は、第 11 条の規定にかかわらず、昭和 43 年 6 月 30 日までの間月額 100 円とする。

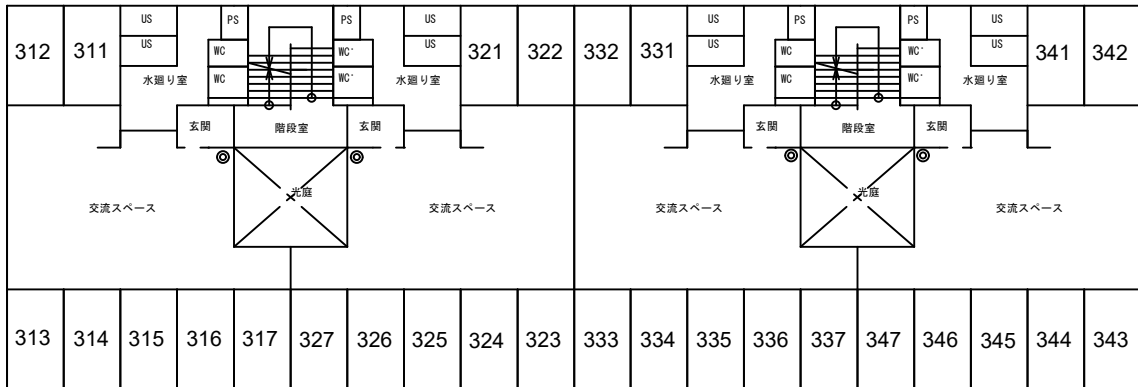
(この間の附則省略)

**附 則**

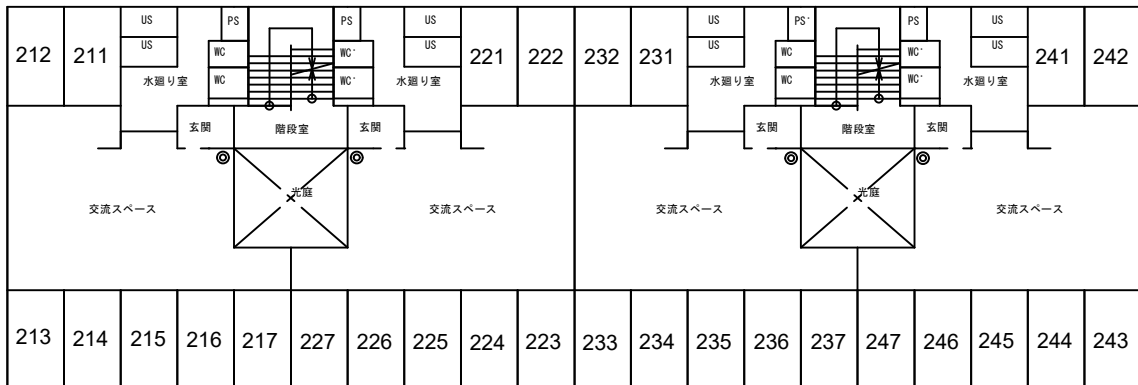
この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



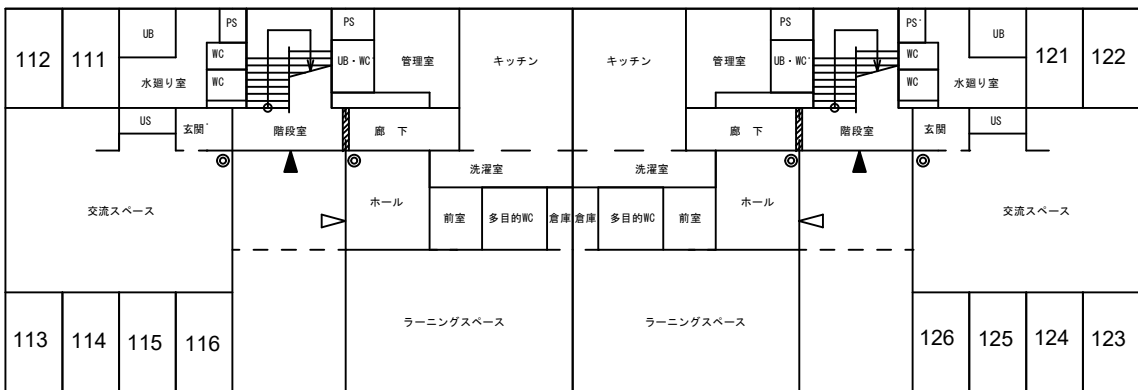
# 国際寮平面図



国際寮A3階



国際寮A2階



棟

国際寮A1階

男子棟

- ▲ 非常出口
- ▨ 防火扉
- ◎ 消火器